

南山大学課外活動取扱要項に係る運用ルール

(目的)

第1条 課外活動取扱要項第21条に定める運用ルールは、このルールの定めるところによる。

(団体の名称)

第2条 課外活動取扱要項第1条に定める団体は、名称を定めることとする。ただし、他の団体と誤認させるような名称を使用してはならない。

(責任者および幹部の種類)

第3条 課外活動取扱要項第6条第1項第3号に定める責任者および幹部は、別表1のとおりとする。

② 団体は、新たに責任者および幹部を定める場合、または交代した場合は、幹部交代届により学生部長に遅滞なく届け出るものとする。

(学生交流センターコアグループの新規登録)

第4条 課外活動取扱要項第4条第1項第4号に定める学生交流センターコアグループ(以下「第4号団体」という。)を新たに結成するとき、必要な要件を満たしたうえで、学生交流センターコアグループ登録申請書を学生部長に提出するものとする。

② 前項に定める要件は、以下の各号のいずれとも充足するものとする。

1 申請の時点で5名以上の本学学生が所属すること。

2 活動内容が学生交流センター規程に定める目的に合致し、本学の課外活動として不適切でなく、教育・研究の妨げとならないこと。

(有志団体の新規登録)

第5条 課外活動取扱要項第4条第1項第5号に定める有志団体(以下「第5号団体」という。)を新たに結成するとき、必要な要件を満たしたうえで、有志団体登録申請書を学生部長に提出するものとする。

② 前項に定める要件は、以下の各号のいずれとも充足するものとする。

1 申請の時点で5名以上の本学学生が所属すること。

2 活動内容が本学の課外活動として不適切でなく、教育・研究の妨げとならないこと。

(公認申請)

第6条 課外活動取扱要項第4条第1項第3号に定める準公認団体は、定められた要件を満たした場合には、公認団体へ昇格するための申請を行うことができる。

② 申請に必要な要件および資料は別表2のとおりとする。

(準公認申請)

第7条 定められた要件を満たした有志団体は、準公認団体へ昇格するための申請を行うことができる。

② 申請に必要な要件および資料は別表3のとおりとする。

(団体の登録義務)

第8条 団体は、毎年度、大学に団体登録するための手続きを行うものとする。ただし、課外活

動取扱要項第4条第1項第6号に定める団体（以下「第6号団体」という。）は除く。

② 前項の手続きを所定の期日までに完了しなかった団体は、休部申請をしたものとみなす。ただし、第5号団体は、この限りではない。

（入退部管理）

第9条 団体は、自己の責任において所属員の入退部を適切に管理し、入退部のあった都度、遅滞なく学生部長に届け出るものとする。ただし、第5号および第6号団体は、この限りではない。

② 団体は、入部について、差別的な取扱いをしてはならない。

③ 退部は、個人の自由意思に基づくものであり、不当に制限する団体内規定や運用は、その名称や体裁にかかわらず、一切を無効とする。

（会計）

第10条 団体は、活動による現金の出納があるものについて、出納帳を作成し、これを適切に管理するものとする。

② 会計年度は、4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。

（活動に係る申請）

第11条 団体が行う活動にかかる申請は、原則として、活動の1週間前までに必要な書類提出等の手続きを行うものとする。

② 団体（第5号および第6号団体のうちゼミ活動以外のものを除く）は、申請を行う際に、あらかじめ、様式に沿って部長、顧問、担当教員または指導教員の承認を得なければならない。

（学内行事および学外活動実施）

第12条 団体は、学内において通常の活動と異なる活動を行う場合、および学外にて活動を行ういかなる場合においても、集合・行事許可申請書を提出し、学生部長の許可を得るものとする。

② 前項のうち、学外にて宿泊を伴う活動を行う場合は、合宿許可申請書を提出し、学生部長の許可を得るものとする。

（安全確保）

第13条 団体は、活動上の安全を確保し、危機管理体制を明確にするものとする。

② 体育系の活動を実施する団体は、前項の目的に沿って、安全マニュアルを定め、所定の期日までに大学に届け出なければならない。

③ 第4号団体、第5号（特に危険が大きいと認められる団体を除く）および第6号団体は、前項の定めを適用しない。

（掲示物および配布物）

第14条 団体は、学内にて掲示物を掲示し、または配布物を配布する場合、掲示・配布物発行申請書を提出し、学生部長の許可を得るものとする。

② 掲示場所および配布場所は、学生部長が定めるところによる。

③ 許可期間を過ぎた掲示物は、掲示した団体が責任を持って撤去、処分するものとする。

（備品借用）

第15条 団体は、大学の管理する備品を借用する場合、備品借用許可申請書を提出し、学生部長の許可を得るものとする。

② 借用が可能な備品については、学生課にて確認することができる。

(自動車乗入、駐車)

第16条 団体は、活動に伴い自動車による通学および自動車の乗り入れをしてはならない。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。

- 1 試合や練習などのため、学外者（指導者を含む）が自動車で来学する場合
- 2 荷物運搬のため、自動車を乗り入れる場合
- 3 合宿等のため、自動車を乗り入れる場合
- 4 その他、やむを得ない事情がある場合

② 前項但し書きによる駐車、乗り入れを行う団体は、大学構内・駐車許可申請書を提出し、学生部長の許可を得るものとする。

(入場料徴収、募金活動)

第17条 団体は、入場料徴収や募金活動を行う場合、入場料徴収および募金活動等に係る申請書を提出し、学生部長の許可を得るものとする。

② 前項の要領については、別に定める。

(戦績、活動報告)

第18条 大学は、戦績・活動報告書の様式を備えなければならない。

② 団体は、前項の書式を用いて、競技会や行事の結果を学生部長に報告することができる。大学は、これを適切に保管し、優れた戦績や活動について対外的に広報することができる。

附 則

この運用ルールは、2017年4月1日から施行する。

別 表 1

団体種類	責任者および幹部構成
第1号団体	主将（体育会所属団体）または主幹（文化会所属団体） 主務 会計 広報
第2号団体 第3号団体	主幹 主務 会計 広報
第4号団体 第5号団体 第6号団体	責任者

別 表 2

	内容
公認申請要件	①申請の時点で所属部員数が複数学年にわたり、かつ、10名以上本学学生が所属していること ②準公認団体として中断なく2年以上登録し、活動をしていること
申請に必要な書類	①課外活動団体公認申請書 ②課外活動団体公認推薦書 ③活動報告書 ④活動計画書 ⑤収支決算書 ⑥予算計画書 ⑦所属部員名簿 ⑧規約 ⑨団体管理の口座通帳コピー

別 表 3

	内容
準公認申請要件	①申請の時点で所属部員数が複数学年にわたり、かつ、10名以上本学学生が所属していること ②有志団体として中断なく5年以上登録し、活動をしていること
申請に必要な書類	①課外活動団体準公認申請書 ②クラブ顧問就任承諾書 ③活動報告書 ④活動計画書 ⑤収支決算書 ⑥予算計画書 ⑦幹部交代届 ⑧所属部員名簿 ⑨規約